

参加意思確認公募結果

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

1	案件名	「エジプト国エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクト フェーズ3 国際ビジネス・人文学系大学院・学部及びリベラルアーツ教育支援)」
2	公告日	2018年11月28日
3	参加意思確認書提出者	なし
4	契約相手方	国立大学法人筑波大学

公告

独立行政法人国際協力機構が2019年2月から開始する予定の業務実施契約に関し、別紙のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、調達部契約第一課（電話：03-5226-6642 担当：津田）宛にお願いします。

2018年11月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 加藤 正明

「エジプト国エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3
国際ビジネス・人文学系大学院・学部及びリベラルアーツ教育支援」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構調達部（以下「JICA」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、エジプト国技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3」において、国際ビジネス・人文学部支援幹事大学としての大学院・学部運営全般にかかる助言、大学院遺産科学専攻（保存科学分野）への専攻幹事大学としての専攻運営にかかる助言、国際ビジネス・人文学部共通科目1科目「Introduction to Human Behavior」及び一般教養科目2科目「Japanese Culture」、「Introduction to Economic & Sustainable Development」について、シラバスの作成、講義の実施、評価等をE-JUST教員と共同で行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人 筑波大学（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICAが実施した技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2」より、既に国際ビジネス・人文学部共通科目「Introduction to Human Behavior」及び一般教養科目「Japanese Culture」、「Introduction to Economic & Sustainable Development」のE-JUST教員との共同指導への協力を開始しています。また、特定者は、国内支援委員会専門部会、国際ビジネス・人文学ワーキング・グループの委員長を務めており、本技術協力プロジェクトの背景・経緯、及びE-JUST国際ビジネス・人文学系大学院・学部について熟知しています。これより以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3
国際ビジネス・人文学系大学院・学部及びリベラルアーツ教育支援【技術協力プロジェクト】
- (2) 担当部署：人間開発部
- (3) 業務の目的：E-JUST国際ビジネス・人文学系大学院・学部及びリベラルアーツ教育支援を行うための技術協力活動、具体的には、国際ビジネス・人文学系大学院・学部支援幹事大学としての大学院・学部運営全般にかかる助言、大学院遺産科学専攻（保存科学分野）への専攻幹事大学としての専攻運営にかかる助言、国際ビジネス・人文学部共通科目1科目及び一般教養科目2科目を、シラバスの作成、講義の実施、評価をE-JUST教員と共同で行うこと。
- (4) 業務内容：別添業務仕様書を参照。
- (5) 履行期間：2019年2月～2021年8月（予定）

2 応募要件

- (1) 基本的要件：

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ② 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ③ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ④ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

 - ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- 過去3年間に、高等教育機関において、上記3科目（或いは関連科目）を指導した経験があること。
- 同科目の指導を英語で実施できること。

(3) その他業務実施上の条件等：

- ① 補強を認めます。ただし、業務主任者（総括）については認めません。
- ② 外国籍人材の活用を認めます。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2018年12月12日（水）午前12時必着
	提出場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地25二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達部カウンター）
	提出書類	参加意思確認書、3 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2018年12月14日（金）
	通知方法	郵送あるいは電話
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地25二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達部カウンター）
	請求期間	2018年12月18日（火）午前12時必着
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2018年12月20日（木）
	回答方法	郵送あるいは電話

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができません。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別

途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
担当部課：調達部契約第一課

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
契約担当役
理事 加藤 正明

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「エジプト・アラブ共和国エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2 国際ビジネス・人文学系大学院・学部及びリベラルアーツ教育支援」【技術協力プロジェクト】に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

平成 28, 29, 30 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

➤ 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)(写)

(2) その他の要件：

コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの様式1その1及びその2を提出ください。

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

業務仕様書

1. 業務の背景（含むプロジェクト概要）

エジプト・アラブ共和国では、近年高等教育の無償化及び拡充政策により大学における教員一人あたりの学生数が増加しており、教育の質の低下が顕在化している。特に工学部においては実験・実習機材の不足から座学による講義形式の教育が中心であり、実践的・先端的な教育を実現している大学は限定的である。かかる状況に対応するため、エジプト政府は既存の国立大学とは異なる日本型の工学教育の特徴「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとするエジプト日本科学技術大学（以下、「E-JUST」）を新設するための支援を2005年8月に日本政府に要請した。さらに、2009年2月、エジプト、日本の両国政府はE-JUST設立に係る協力枠組を定めた「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定」を締結している。JICAはE-JUST設立準備段階から技術協力プロジェクト「E-JUST設立プロジェクト（2008年10月～2014年1月）」を通じて支援しており、その結果2010年2月E-JUSTは工学系大学院として開学した。続く「E-JUSTプロジェクトフェーズ2（2014年2月～2019年1月）」においては、工学系大学院の基盤強化に加え、工学部及び国際ビジネス・人文学部の開設・運営を支援している（両学部ともに2017年9月に開設）。

2017年8月エジプト政府は技術協力プロジェクト「E-JUSTプロジェクトフェーズ2」の後継技術協力プロジェクトである「E-JUSTプロジェクトフェーズ3（以下、「本プロジェクト」）を日本政府に要請、2018年6月日本政府は同要請を採択した。これを受け、JICAは2018年9月～10月に本プロジェクト詳細計画策定調査を実施し、本プロジェクトの基本枠組についてE-JUST側と協議を行い、2018年9月27日にこれに合意。続いて、11月5日に討議議事録（R/D）に両者署名している。

2. 業務の目的

本業務の目的は、本プロジェクトのうち、「活動 2-1.国際ビジネス・人文学部共通及び国際ビジネス学類共通科目を開設し、質の高い講義を実践する」、「活動 2-2.国際ビジネス・人文学系大学院及び同学部の各研究室において、日本式のゼミ教育を導入する。」、「活動 2-3.国際ビジネス・人文学系大学院並びに同学部の運営方針、教員配置・採用計画、競争的資金獲得、共同研究実施にかかる方針・規程等を策定し、また、現状に則して同方針・規程等を見直しつつ、同大学院並びに同学部を運営する。」、「活動 2-4.中期事業計画に基づき国際ビジネス・人文学系大学院新専攻、同学部新学科を開設する。」及び「活動 3-3.一般教養科目のうち中核的な科目を実施する」に基づき、国際ビジネス・人文学系大学院・学部支援幹事大学としての大学院・学部運営にかかる助言、大学院遺産科学専攻（保存科学分野）の専攻幹事大学としての専攻運営にかかる助言、国際ビジネス・人文学部共通科目1科目及び一般教養科目2科目を、シラバスの作成、講義の実施、評価をE-JUST教員と共同で行うことである。

3. 業務の内容

- (1) インセプションレポートの作成とE-JUSTへの説明
- (2) E-JUST教員との共同実施講義のシラバスの作成
- (3) E-JUST教員との講義の共同実施
- (4) 国際ビジネス・人文学系大学院・学部全般及び大学院遺産科学専攻（保存科

学分野)の運営に対する助言・提言

(5) プロジェクト業務完了報告書の作成

4. 成果品等

主な成果品は以下の通り。

- (1) 業務計画書
- (2) インセプションレポート
- (3) 業務完了報告書

5. 業務量の目途と主な業務従事者

(1) 業務量の目途

約 21.75MM

(2) 想定される主な業務従事者

総括／Introduction to Economic & Sustainable Development

Japanese Culture

Introduction to Human Behavior

学部長アドバイザー

遺産科学専攻アドバイザー (保存科学)

以 上